

令和7年度任用

熊本県福祉総合相談所会計年度任用職員募集案内

申込受付期間

随時募集します

1 職種、採用予定人数、業務内容及び勤務場所

職 種	採用予定 人数	業 務 内 容	変更の範囲
一時保護対応専門員	1 名	児童の一時保護に関する各種業務の補助 及び一時保護所等入所児童への対応	雇入れ直後の従事 すべき業務と同じ

2 勤務条件等

(1) 職の区分：地方公務員法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職

(2) 任用期間：採用試験後、採用予定者と協議して決定した日～令和8年3月31日

※ただし、勤務成績が良好で予算措置が継続される場合には、能力実証の結果、
再度の任用を行うことがあります。

(3) 勤 務 地：熊本県福祉総合相談所内 （変更の範囲）変更なし

(4) 勤務時間、報酬等：

① 勤務時間

- ・月20日以内、週29時間以内
- ・1日の勤務時間は次の時間の組み合わせとする。
 - ・午前9時から正午及び午後1時から午後4時までの計6時間
 - ・午前9時から正午及び午後1時から午後3時までの計5時間

② 報酬 （日額）5,775円～8,317円

③ 通勤費用 実費相当額を支給

④ 期末手当 6月期：最大1.25月、12月期：最大1.25月

⑤ 勤勉手当 6月期：最大1.05月、12月期：最大1.05月

※1 実際の報酬日額は、次表金額の範囲内において、任用される方の募集職種と同一の
公務経験の期間等に応じて決定されます。

※2 報酬等については、条例、人事委員会規則等に基づき、額の決定や支給を行います。
(条例、人事委員会規則等が改正された場合は、当該改正を踏まえて額の決定や支給を
行います。)

※3 概ね期末・勤勉手当の額は、任用期間における報酬の1月当たりの平均支給額（各種手
当に相当する報酬の支給額は除く。）に本県会計年度任用職員としての在職期間に応じ
た月数を乗じた額となります。（勤勉手当は、人事評価の結果も踏まえて支給されます。）

(6) 休 日 等：土、日、祝日

(7) 休 暇 等：年次有給休暇 あり（6ヶ月間継続勤務した場合）

※その他の有給休暇（公民権行使等）、無給休暇（保育時間等）あり

- (8) **社 会 保 険**：地方公務員等共済組合法、厚生年金保険法及び雇用保険法の定めるところによります。
- (9) **公務災害等補償**：地方公務員災害補償法、労働者災害補償保険法、熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによります。
- (10) **条件付採用**：今回の採用は条件付採用となり、その期間は1月です。その間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。但し、採用後1か月間の勤務日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで条件付採用期間を延長します。
- (11) **地方公務員法の適用**：地方公務員法上の服務に関する規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ・ 服務の宣誓
 - ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
 - ・ 信用失墜行為の禁止
 - ・ 秘密を守る義務
 - ・ 職務に専念する義務
 - ・ 政治的行為の制限
 - ・ 営利企業への従事等の制限（パートタイム勤務の者を除く）等
- (12) **退職に関する事項**：地方公務員法及び熊本県職員の懲戒に関する条例、熊本県職員の分限に関する条例によります。

3 受験資格

(1) 資格又は免許等

児童福祉業務の実務経験を有する者又は次のいずれかの資格を有する者
(社会福祉士、教育職員免許、保健師、保育士)

(2) 次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の方法

○人物試験

個別面接による口述試験を実施します。

【注意：受験の際に持参するもの】 筆記用具

5 試験の日程・会場等

(1) 日 時：申込者と協議して決定した日＜随時実施＞

(2) 会 場：熊本県福祉総合相談所

熊本市東区長嶺南2丁目3-3

電話096-381-4451

(3) 合格発表：面接実施後 5 日以内に電話により通知

6 申込手続等

申 込 手 続	申 込 先	熊本県福祉総合相談所 児童施設・初動課 〒861-8039 熊本市東区長嶺南 2 丁目 3 - 3 (電話)096-381-4451
	申 込 方 法	◎申込書、ハローワークの紹介状、各職種の資格要件に係る免許証・資格証書の 写しを、上記申込先へ郵送又は持参してください。 ----- ※申込書に必要事項を記入のうえ、所定の箇所に写真を貼ってください。 ※写真（申込前 3 ヶ月以内に撮影したもので、本人と確認できるもの。 縦 3. 5 c m × 横 3 c m 程度）は、裏面に氏名と生年月日を記入して 所定の箇所に貼ってください。 ※郵送の場合は、必ず特定記録郵便にし、封筒の表に『福祉総合相談所会計 年度任用職員申込』と朱書してください。 ※返信用の郵便はがきは不要です。
	受 付 期 間	令和 7 年 5 月 2 1 日（水）～随時 持参又は郵送してください。 ＜持参の場合＞ （受付時間）午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分まで ※土曜日、日曜日、祝日は、閉庁日のため受付できません。

7 採用方法等

- (1) 最終合格者については、職種ごとに「熊本県会計年度任用職員任用者名簿」に登載し、会計年度任用職員の採用が必要な時期に成績の上位者から採用します。
- (2) 合格の有効期間は、合格発表の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとしますが、有効期間内の任用者数が合格者数よりも少ない場合は採用されないこともあります。
- (3) 現在、県の会計年度任用職員、臨時的任用職員又は育休等代替臨時職員である方も応募できます。

8 試験結果の情報提供について

この試験の結果については、以下のとおり情報の提供を求めることができます。

受験者本人が①受験票又は合格通知書及び②本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証等）を持参の上、提供可能期間中の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分までの間に直接提供場所へお越しください。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律により休日とされる日は受付をすることができません。

なお、電話、メール、郵便等による提供の求めに対しては提供できません。

試験職種	提供を求めることができる人	提供する内容	提供可能期間	提供場所
一時保護対応専門員	受験者本人	総合順位 及び 総合得点	合格発表の日 から1か月間	熊本県福祉 総合相談所

◎ 問い合わせ先

熊本県福祉総合相談所 児童施設・初動課

〒861-8039 熊本市東区長嶺南2丁目3-3 電話 096-381-4411

◎ 試験会場案内図

